

## リサイクル伝言板制度実施要領

### 1. 目的

家庭で不用になった品物や必要とする品物の情報を登録し、これを提供することにより不用品の再利用を進めごみの減量を図るとともに、住民一人ひとりが資源を大切にすることを育むことを目的とする。

### 2. 内容

家庭で不要になった品物を譲りたい人や譲り受けたい人が品物を町に登録し、町が、広報やインターネットを通じて紹介し斡旋する。

### 3. 登録方法

提供希望者、引取希望者とも所定のリサイクル伝言板登録申請書(以下「申請書」という。)に必要事項を記入し郵送かEメールまたは総務課で直接登録する。

申請書はホームページからダウンロードできるほか総務課で準備する。

### 4. 登録する不用品について

#### (1)不用品の提供希望の場合

登録できる人は横瀬町民で成人に限る。

登録できる品物は家庭で不用になった品物でそのままの状態で使用できる物とする。

登録できる品物は、無料の物に限り、次のものは取り扱わない。

金券、食料品、化粧品、衣料品、薬品、書籍、自動車、オートバイ、不動産  
その他この制度になじまないもの(営利目的等)

品物の登録期間は登録日から3カ月間とする。ただし、申し出があれば再登録することができる。

登録期間中に他の手段により品物を譲渡又は処分した場合や登録を抹消する必要が生じた場合は、速やかに町に連絡する。

#### (2)不用品の引取希望の場合

登録できる人は横瀬町民で成人に限る。

登録できる品物は、無料の物に限り、次のものは取り扱わない。

金券、食料品、化粧品、衣料品、薬品、書籍、自動車、オートバイ、不動産  
その他この制度になじまないもの（営利目的等）

品物の登録期間は登録日から3カ月間とする。ただし、申し出があれば再登録  
することができる。

登録期間中に他の手段により品物を取得した場合や登録を抹消する必要が生  
じた場合は、速やかに町に連絡する。

#### 5．提供する品物の保管

町は保管せず、提供希望者が保管する。

#### 6．情報の提供

広報やインターネット上で不用品の提供希望情報及び引取希望情報を提供す  
る。また、電話での問い合わせに応じる。

#### 5．交渉の開始

引取希望者は町からの提供希望者の連絡先の紹介の後に交渉を開始する。  
また、同一種類の品物に引取希望が複数ある場合は登録順に紹介する。

なお、交渉は直接本人同士で行うものとする。

#### 6．交渉の期間

紹介を受けてから2週間を交渉の期間とし、交渉の結果は原則として引取希望  
者が速やかに町に連絡する。

#### 7．その他

交渉及び品物の授受の際などに生じた問題については、当事者間で解決し、町  
は一切介入しない。

#### 8．事業開始

平成15年8月1日より開始します。